

# 福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

## 元岡地区 都市景観形成地区



## はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「元岡地区」は、緑に囲まれ、大学に隣接する主要な幹線沿いであって、自然と研究・開発・交流機能や居住機能が融合した未来を拓き新しい街の形成を図ることを目的として、平成23年3月に都市景観形成地区の指定をしています。



九州大学キャンパスと元岡地区（平成20年3月 ※九州大学所蔵）

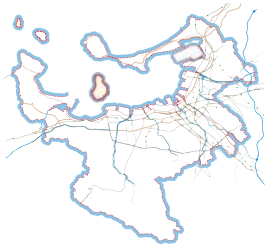
## 目次

1	区域.....	1
2	届出対象行為.....	2
3	景観形成方針.....	3
4	行為の制限.....	4
5	まちなみをつくるための工夫.....	9
6	まちなみとモデルプラン.....	11

＊ 福岡市における景観形成誘導の考え方 ＊



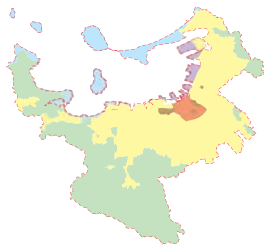
市全域の景観形成方針



魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。



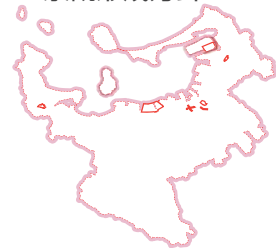
ゾーンごとの景観形成方針



地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。



都市景観形成地区における景観形成方針



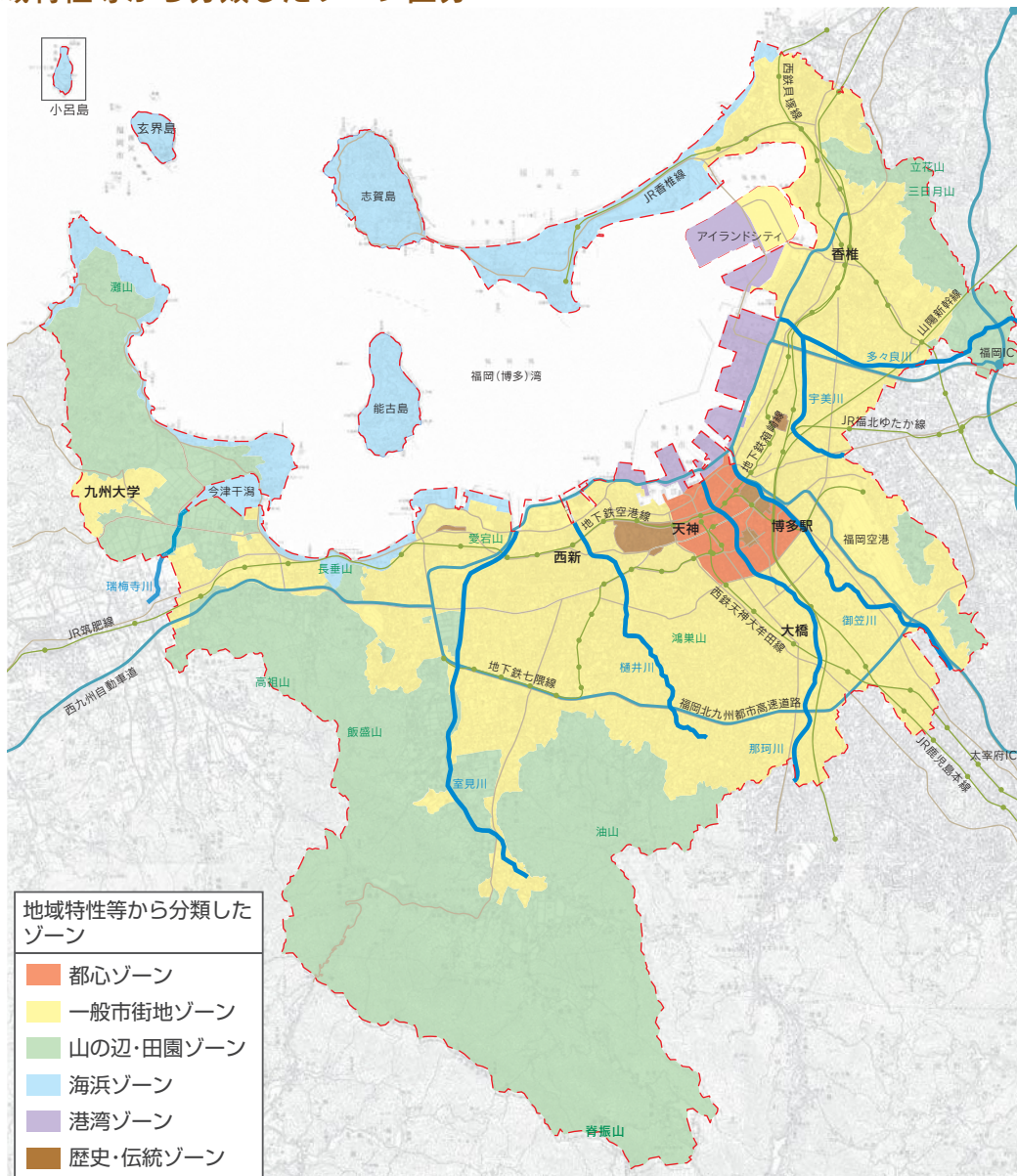
地区の個性や特性に応じた景観形成を目指します。

1 市全域における景観形成の誘導

2 都市景観形成地区における景観形成の誘導

市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針・基準が適用されます。なお、市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準については、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

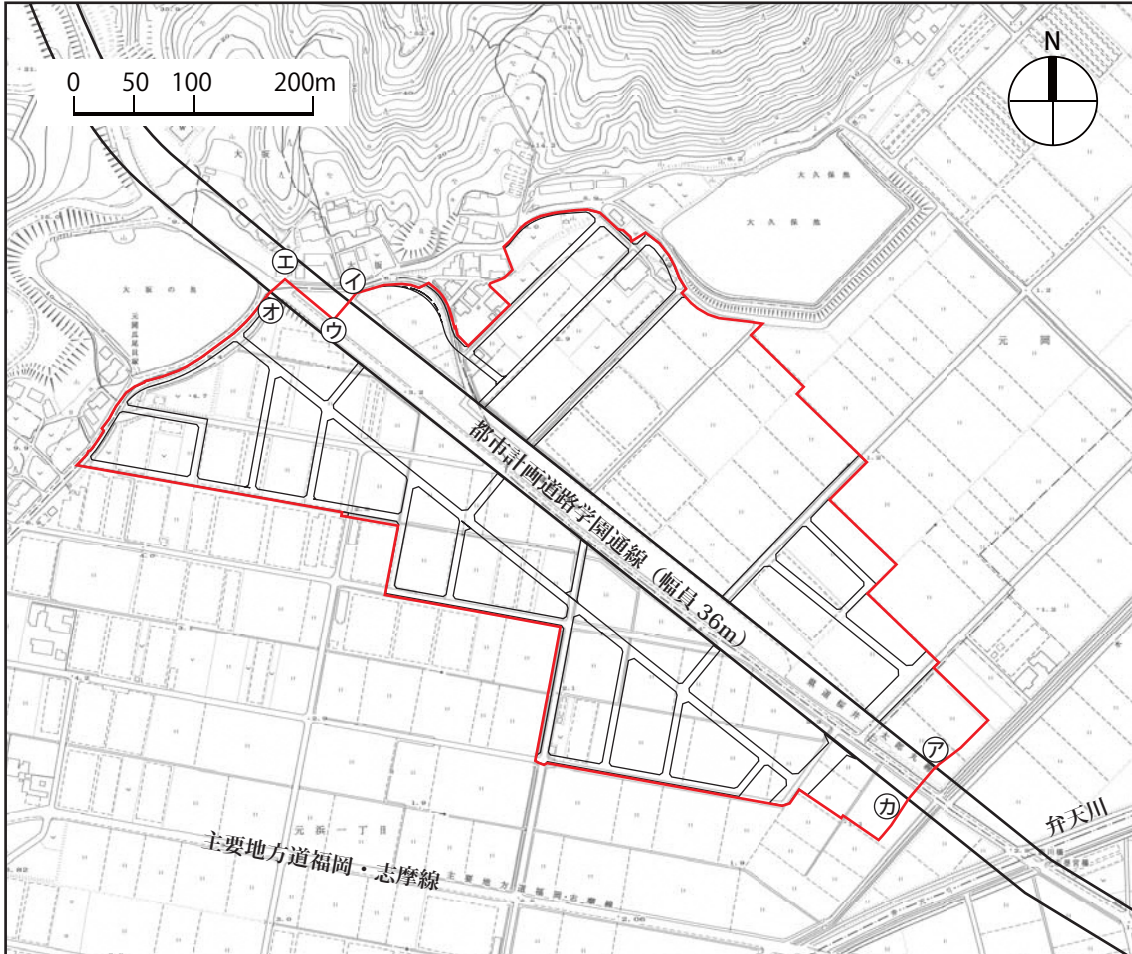
＊ 地域特性等から分類したゾーン区分 ＊



# 1 区域



元岡地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



凡 例	境界説明表	
都市景観形成地区区域	ア-イ	区画整理界
	イ-ウ	見通し界
	ウ-工	道路中心線
	工-オ	見通し界
	オ-カ	区画整理界
	カ-ア	見通し界

## 2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

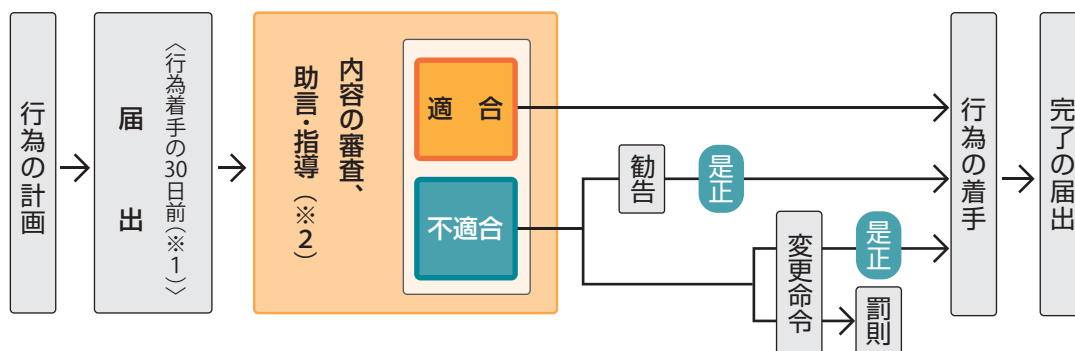
※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第17条による特定届出対象とします。

※ 工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔その他これらに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

### \* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）\*



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

# 3 景観形成方針



緑に囲まれ、大学に隣接する主要な幹線沿いにおいて自然と研究・開発・交流機能や居住機能が融合した未来を拓き新しい街の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を次のように定めます。

- 風格とにぎわいのある通りの形成に努める。
- 緑豊かな住環境の形成に努める。



落ち着いた佇まいの建築物



豊かな緑